

声出し応援に関するガイドライン（第1版）

本ガイドラインに定めのない事項については「WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」（以下、感染症対応ガイドライン）に基づくものとする。

1. 本ガイドラインの適用

10月22日以降に開催する公式戦で、声出し応援席を設置する場合に適用する。

2. 声出し応援の定義

- (1) 本ガイドラインにおける「声出し応援」とは観客席において通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発することをさす。得点時等の一時的な歓声はこれに当たらない。
- (2) 本定義は政府の「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年9月8日）」別紙1「感染状況に応じたイベント開催制限等について」（以下、政府事務連絡という）に記載の「大声あり」の定義に準ずる。
- (3) 本ガイドライン上では、適切に本ガイドラインが適用された声出し応援席が設置されたエリアを「声出し応援エリア」と称す。

3. 入場者数の制限

政府事務連絡に準じ声出し応援エリアは1席空けを実現するためエリア内の入場可能数の50%を上限とし、声出し応援エリア以外の観戦エリアは入場可能数の100%とする。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注2)	100%（注4）（注5）	大声なし：100% 大声あり：50%（注5）
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注6）	原則要請なし（注6）
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注7)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
 (注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
 (注5) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）
 (注6) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
 (注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

4. 声出し応援席の設置条件

(1) 声出し応援席の配置

- ① 声出し応援対象エリアでは、最低でも前後左右 1 席空け（市松模様）で着席し、身体的距離を確保する。
- ② ピッチ方向を向かずに応援する人（応援団のコールリーダーを想定）は、2 m 四方の身体的距離を確保する。
- ③ 立見席、芝生席は、前後左右できるだけ 2 m、最低 1 m を空け身体的距離を確保する。予め足元に区分けを施すなど観客がわかりやすいよう工夫する。

(2) 声出し応援席以外の観戦エリアを設ける場合

- ① 声出し応援エリアとの間を 2 m 以上もしくは座席 2 席分以上空ける。
- ② 声出し応援席以外では声出し応援（通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発する行為）は禁止されることを観客にわかりやすいよう伝える。
- ③ 声出し応援席以外の座席の配置は、人と人が触れ合わない距離を保つ。

(3) 来場者管理

- ① 声出し応援席の警備スタッフを増員し観客がガイドラインを遵守した観戦を行っているかを確認する。
- ② 観客の声出し応援対象エリアへの立ち入りは以下のすべてを満たす者に限定する。
 - 不織布マスクを着用している者（飲食時を除く）
 - 対象エリアのチケット保持者
 - アルコール飲料を持っていない者
- ③ 声出し応援エリア内への入場条件を満たしていない場合はスタッフが改善を促しそれでも改善されない場合はエリア外へ退出もしくは退場させる。

5. 応援プロトコル

(1) 声出し応援エリアでの応援

- ① 不織布マスクを着用する（声出し応援時も外さない）。
- ② 他者との間に身体的距離を確保する。
- ③ 声出し応援をする際には原則、ピッチ方向を向き、座席を移動しない。

(2) 声出し応援エリアでの飲食

- ① 飲食後は速やかにマスクを着用する。
- ② 水、ソフトドリンク、食事の持ち込みを可とする。
- ③ ただし、エリア内での食事は、エリア全体での声出し応援開始前、ハーフタイム、声出し応援終了後のいずれかで行う。
- ④ 当面の間、アルコールの持ち込みは不可。
- ⑤ 飲食中は会話・発声をつつしむ。

(3) 声出し応援エリアでの禁止事項

- ① 座席の移動（スタンド前方へ移動し選手に声をかける、間隔を空けず前後左右の他者に近づく、間隔を開けず隣に座る、肩を組む 等）。

- ② アルコール飲料の持ち込み。
 - ③ エリア内での声出し応援中の食事。
 - ④ 飛沫を拡散させるリスクのある応援（指笛、メガホンやトランペットなど不織布マスクの着用ができない道具や楽器等の使用など）。
 - ⑤ 人と接触する応援（ハイタッチ・肩組みなど）。
 - ⑥ 「密」を作る応援（お客様がいる席でのビッグフラッグなど。ただしお客様がいない席に掲出する場合は容認される）。
- ※④～⑥は全席種の禁止事項

6. 手続き

(1) 試合前の手続き

- ① 声出し応援席の導入決定後、速やかにリーグ指定のフォームにて連絡する（一度に複数試合申請可）。
- ② 地元自治体の確認が完了次第、声出し応援対象試合として実施可能となる。
- ③ 地元自治体からの求めに応じ感染防止策等チェックリストもしくは安全計画を提出する。

(2) 試合後の手続き

- ① 地元自治体の求めに応じイベント開催報告書（感染対策の実施実績、感染発生が見られた場合の対応等）を作成し提出する。
- ② リーグ指定のフォームにて期日までに事後報告を行う。

7. 告知

(1) 事前告知

- ① 主管クラブは、当該試合のチケット販売時に「声出し応援席のエリアを設置すること」および本ガイドラインの事前告知を行う。告知の際には「声出し応援適用試合」「声出し応援対象試合」など、明確に声出し応援ができる試合であることを示す表現を使用する。
- ② 主管クラブは、当該試合来場者に対し、本ガイドラインへの理解促進と誤認を防ぐための情報提供を行う。

(2) チケット販売時の告知

- ① 全ての購入者に対し新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの遵守について誓約を得る。
- ② 声出し応援席の購入者に対し本ガイドラインの遵守ならびに違反した場合の措置について誓約を得る。

(3) 試合中の告知

試合会場では場内アナウンスや大型映像装置、ゲートにおける配布物、プラカード等を活用し、本ガイドラインに定める注意事項を周知する。

8. 違反した場合の対応

- (1) 来場者が本ガイドラインに違反した場合、WEリーグ試合運営管理規程に準じた対応を行う。
- (2) 「7.告知」に定める告知を行ったうえで、該当者に対して改善要請を行い、感染拡大防止対策上問題となる行為が改善されない場合は、退場させる。

9. 本ガイドラインの見直しと適用中止する場合

- (1) 国内の感染状況の推移とともに新たな感染リスクが懸念されガイドラインに定める対策が適さないと判断される場合は、速やかに「大声なし」での運用へ切り替えることがある。
- (2) 万が一、声出し応援を実施することで感染拡大防止対策上問題となる行為が頻発し、安心・安全な試合観戦環境を提供できないとリーグが判断した場合、すべてのクラブで次の試合以降は「大声なし」での運用へ切り替えることがある。

以上